市職員の人事異動

市では、次のような人事異動を発令しました。新採用・退職者以外は課長級以上を掲載しています。（　　）内は、旧職です。

4月1日付け　異動

【企画財政部】
▽**企画財政部長**（次長兼企画課長）山下部勝▽**企画課長**（農政課長補佐兼農業振興係長）笠原栄作▽**産業開発室長**（産業開発室長補佐兼産業開発係長）落合吉昭

【総務部】
▽**参事兼課税課長**（課税課長）反町光弘▽**債権回収対策室長**（産業開発室長）石川悦男

【市民生活部】
▽**市民活動推進課長**（市民活動推進課長補佐兼人権推進・男女共同参画係長）赤尾直行

【福祉部】
▽**部長兼福祉事務所長**（教育委員会事務局次長兼生涯学習課長）山田由幸▽**参事兼生活自立支援課長**（生活自立支援課長）青木光蔵▽**子育て支援課長**（企画課長補佐）我妻元晴

【保健部】
▽**次長兼保険課長**（保険課長）中田啓一▽**介護保険課長**（地域福祉課長補佐兼地域福祉推進係長）浅見栄一

【経済環境部】
▽**経済環境部長**（環境推進課長）木村章寿▽**環境推進課長**（環境産業課長補佐兼環境係長）出牛貞仁

【都市整備部】
▽**道路管理課長**（営繕住宅課長）内田光一▽**道路整備課長**（建設課長）福島好則▽**建築開発課長**（市街地整備課長）笠原秀夫▽**営繕住宅課長**（建築開発課長）滝澤　猛

【児玉総合支所】
▽**市民福祉課長**（市民活動推進課長）杉山茂俊

【教育委員会事務局】
▽**教育総務課長**（債権回収対策室長）高橋利征▽**生涯学習課長**（子育て支援課長補佐兼保育係長）加藤久美子▽**体育課長**（危機管理課長補佐兼安全安心係長）堀口　滋▽**図書館長**（健康推進課長補佐）前川　章

【監査委員事務局】
▽**監査委員事務局長**（情報システム課長補佐兼情報システム係長）新井邦彦

4月1日付け　派遣

児玉郡市広域市町村圏組合へ
▽**企画財政部付**（議会事務局次長兼庶務係長）峯　昌彦▽**企画財政部付**（体育課長補佐兼庶務係長）市川　彰

4月1日付け　新採用

▽**秘書広報課**矢部あゆ佳▽**企画課**福島明佳▽**行政管理課**栗原拓也▽**課税課**小此木悠希・市川尚樹▽**危機管理課**石川恵輝（児玉郡市広域市町村圏組合から派遣）▽**市民課**道下琢未・篠﨑恋▽**障害福祉課**髙山浩和▽**子育て支援課**井上和樹▽**保険課**大塚悠真▽**健康推進課**小宮山優梨奈▽**環境推進課**櫻沢光一（児玉郡市広域市町村圏組合から派遣）・本田みな子▽**道路管理課**間正仁美▽**都市計画課**野口萌花▽**水道課**大和亜寿未・宮原又三郎▽**下水道課**髙橋栞莉▽**市民福祉課**鈴木雄大▽**教育総務課**日下雄介▽**学校教育課**山﨑育樹（埼玉県から派遣）▽**文化財保護課**佐藤彩美

3月31日付け　退職

▽今井和也（企画財政部長）▽駒沢三郎（福祉部長）▽小林寿己（経済環境部長）〈再任用・商工観光課〉▽津久井伊久弥（子育て支援課長）〈再任用・農業委員会事務局〉▽須賀正樹（介護保険課長）〈再任用・障害福祉課〉▽大塚真美（市民福祉課長）〈再任用・課税課〉▽浅香浩延（教育総務課長）〈再任用・図書館〉▽海沢　茂（体育課長）▽高木弘之（図書館長）〈再任用・生活自立支援課〉▽吉田　稔（監査委員事務局長）〈再任用・危機管理課〉▽小茂田雅泰（企画財政部副参事）〈再任用・図書館〉▽青木　守（建設課長補佐兼用地係長）〈再任用・環境推進課〉▽野口泰宣（文化財保護課長補佐兼文化財保護係長）▽田中鈴江（子育て支援課主査）〈再任用・生涯学習課〉▽三木妙子（子育て支援課主幹兼金屋保育所長）▽中西稔彦（農業委員会事務局長補佐兼農地係長）▽高岸みゆき（生活自立支援課主査）▽新井玲子（子育て支援課主査）▽小久保茉衣子（子育て支援課保育士）▽戸谷京子（生涯学習課専門員）▽櫻井克彦（学校教育課指導主事）埼玉県へ▽飯島英明（収納課主査）児玉郡市広域市町村圏組合へ▽青木　高（危機管理課主査）児玉郡市広域市町村圏組合へ

3月23日付け　退職

櫻井　輝（水道課主査）

市民税・県民税のお知らせ

★課税課☎㉕１１２３

▶平成29年度市民税・県民税税額決定通知書及び納税通知書を発送します

給与から特別徴収されている人には、５月中旬に税額決定通知書を勤務先へ、普通徴収及び公的年金から特別徴収されている人には、６月９日㈮に納税通知書又は税額決定通知書を発送します。

▶平成29年度（平成28年分）所得・課税証明書の発行について

平成29年度（平成28年分）所得・課税証明書は、６月９日㈮から発行を予定しています。所得・課税証明書を発行できる人は次の①から④に該当する人です。該当しない人は、市に課税資料がないため、申告をした後でなければ証明書を発行できません。収入がない人、家族の扶養になっている人も同様です。
①市民税・県民税申告をした人
②確定申告をした人
③勤務先から給与支払報告書が市へ提出されている人
④公的年金等支払報告書が市へ提出されている人
※所得・課税証明書は市民税・県民税の税額決定後に発行できます。なお、申告後発行まで１か月程度かかる場合もありますのでご注意ください。

▶市民税・県民税の納税方法

●普通徴収
納税義務者本人が納付書又は口座振替により、６月、８月、10月、翌年１月の４回の納期で納める方法です。

●給与からの特別徴収
給与支払者が納税義務者の毎月の給与から特別徴収税額を天引きし、６月から翌年５月までの12回で納税義務者に代わって納める方法です。

●公的年金からの特別徴収
日本年金機構などの年金保険者が納税義務者の年金から公的年金所得に係る特別徴収税額を天引きし、４月、６月、８月、10月、12月、翌年２月の６回で納税義務者に代わって納める方法です。平成29年度も引き続き対象者となる人は、前年度の納税通知書又は税額決定通知書に記載されている税額が４月、６月、８月支給の年金から天引きされます。
※４月１日現在、65歳以上で介護保険料が年金から天引きされている人は、公的年金からの特別徴収対象者となります。なお、特別徴収が開始される年度は、10月支給の年金から天引きされます。

行政相談委員の紹介

★市民課☎㉕１１１３

３月31日に任期満了となった行政相談委員について、下記の３人が、総務大臣から委嘱されました。
行政相談委員は、国や県などの行政サービスに関する苦情や相談を受け付けています。
相談日時は、毎月第３木曜日、午後１時から４時まで（33ページ参照）です。

石田 祐寛 氏

竹沢 弘子 氏

奥原 栄一 氏

烏川・神流川の洪水情報の配信を開始

★国土交通省高崎河川国道事務所河川管理課
☎０２７－３４５－６０４１

大規模な洪水が烏川・神流川で発生した場合、浸水する危険性の高い地域のみなさんの携帯電話やスマートフォンに主体的な避難を促進するため、洪水情報の配信を開始します。

●配信開始日　５月１日㈪　**●配信エリア**　本庄市全域

●配信情報
烏川・神流川において河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報及び氾濫が発生した情報
※携帯電話などの基地局の関係により、配信エリア近郊の人にも届くことがあります。
携帯電話の電源が入っていない場合や、圏外、電波状況の悪い場所等の場合、受信できません。また、利用機種により、緊急速報メールに対応していない場合があります。